環境教育

【環境に関する教育】

■　各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

「小（中）学校学習指導要領解説総則編」（平成29年７月）

【北海道における取組の方向性】

■　第３章　計画の推進

１　各主体に期待される役割　(2)学校等に期待される役割

異学年や異校種間の連携、地域住民や環境保全活動等を行う市民活動団体、事業者等との連携に配慮しながら、地域や学校等の実態に応じて環境教育に関する全体計画等を作成し、教育活動全体を通じて進めること

「北海道環境教育等行動計画」（平成26年３月策定）令和４年一部修正

学習指導要領の各教科等における取扱い

小学校

◇　社　　会

2　内　容（第４学年）

⑵ア(ｲ)廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。

2　内　容（第５学年）

⑸イ(ｳ)公害の発生時期や経過、人々の協力や努力などに着目して、公害防止の取組を捉え、その働きを考え、表現すること。

◇　理　　科（第６学年）

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

⑶生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。

◇　生　　活

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

⑶（前略）動物や植物への関わり方が深まるよう継続的な飼育、栽培を行うようにすること。

◇　家　　庭

2　内　容　C　消費生活・環境

⑵ア　自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。

◇　総合的な学習の時間

3　各学校において定める目標及び内容の取扱い

⑸（前略）国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

中学校

◇　社　　会（公民的分野）

2　内　容　B　私たちと経済

⑵ア(ｱ)社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。

◇　理　　科（第１分野）

2　内　容　（7）科学技術と人間

ア(ｲ)㋐　自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。

◇　保健体育（保健分野）

2　内　容

⑷ア(ｳ)人間の生活によって生じた廃棄物は、環境の保全に十分配慮し、環境を汚染しないように衛生的に処理する必要があること。

◇　総合的な学習の時間

3　各学校において定める目標及び内容の取扱い

⑸（前略）国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。

環境教育の実施に当たって

○　環境教育を通して育成を目指す資質・能力を明確にして指導すること

（例）・問題を捉え、その解決の構想を立てる能力
　　・環境に興味・関心をもち、自ら関わろうとする態度
　　・自ら進んで環境の保護・保全に寄与しようとする態度

○　小・中学校の連携を図っていくこと

総合的な学習の時間において環境教育を扱う場合には、小中９年間でどのような学習を行い、どのような資質・能力の育成を目指すのか、小学校の全体計画や年間指導計画を踏まえた中学校の指導計画が作成されるよう、指導計画をはじめ児童生徒の学習状況などについて、相互に連携を図ること。

○　持続可能な開発のための教育を推進すること

持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだし、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付けさせるため、多様性、相互性、有限性、公平性、連携性、責任性などの視点に立った学習活動を進めること。

「環境教育指導資料」（幼稚園・小学校編、中学校編）
（平成26年10月、平成28年12月　国立教育政策研究所）

環境教育教材「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」（令和４年４月　環境省）